

文化施設の法的基盤の整備に関する提言

社団法人 全国公立文化施設協会

舞台芸術をはじめとする文化芸術の振興に向けた全国の公立文化施設の 豊かな文化創造環境の整備とその仕組みづくりに向けて

1 はじめに

平成 13 年(2001 年)に制定された文化芸術振興基本法において、国は劇場・音楽堂等の公立文化施設の充実を図ることや必要な施策を講ずることが謳われ、第一次・第二次とも、文化芸術の振興に関する基本方針には法的基盤の整備が明記された。また、今年 2 月に策定された第三次基本方針においても、戦略 1 の重点施策として法的基盤の整備が位置づけられている。

全国公立文化施設協会は、平成 22 年(2010 年)8 月より、公立文化施設をめぐるさまざまな緊急課題や懸案事項等に対応するため課題検討委員会を設置し、その主要な検討事項として、公立文化施設の制度的なあり方について議論を重ねてきた。また、検討にあたっては、この問題について各施設からの意見聴取を行い、2 月には中間的なまとめを提示し、さらに議論を進めてきた。

そして、最終的な取りまとめの段階で、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、各地域に甚大な被害をもたらし、今なお、日本社会全体が深刻な影響を受け、先行きが見えない不透明な状況におかれている。

そうした中で、全国の公立文化施設が、文化芸術活動を通して地域社会や次世代に夢や活力を与えるつなぎ手として、その役割を十全に果たしていくことが今後ますます期待されているとの認識を強くするものである。

我が国の公立文化施設は、地域に密着したコミュニティ文化施設から創造発信型施設まで、多彩で特色ある施設が実に多く点在し、それぞれの地域文化の特性を活かした事業を展開していくことが重要である。法制定にあたり、この豊かで多彩な各地の文化施設のオリジナリティが今後も尊重され、施設の持てる機能と能力を十全に発揮し、我が国及び各地域の文化振興やまちづくりに一層貢献できるようにするための法整備を求めるものである。

当協会は、こうした観点にたって、法制度の整備にあたって、踏まえるべき基本的考え方と法に盛り込むべき事項及び配慮すべき事項に関する付帯意見をここに提言する。

2 基本的考え方

(1) 公立文化施設の果たすべき役割や使命を明文化すること

地域の文化芸術の振興やまちづくりに貢献する文化施設の機能を高めるためには、その施設のミッションや設置目的などを明らかにし、その存在価値を高めていく必要がある。

また、地域における文化芸術の振興は、地域のニーズを十分に考慮し、中長期的なスパンでの方向性を生み出していくことが重要である。わが国の舞台芸術を牽引する拠点施設から小さくても地域の文化振興に寄与している中小の施設まで、多様な形で存在する公立文化施設に通底する役割や使命を明らかにし、その指針や活用のあり方を示していくことが肝要である。

加えて、法制度の整備を通じて、地域住民は自分たちの公立文化施設の存在意義について認識を深め、行政や文化施設、芸術家とともに、施設のあり方や活動の価値を捉え直し、施設の機能拡充と活用が促進されるものとする。

そうした観点に立ち、公立文化施設がどのような役割を果たしていくべきか、その本質的なあり方を明確化する必要がある。

(2) 文化芸術に参画する主体である国民、すなわち全国各地の住民の視点に立った法整備であること

国民は生まれながらにして、文化芸術を享受し参加する権利を有するということが文化芸術振興基本法では規定しており、文化芸術の本来の主体であるすべての国民に文化権が等しく保障される法整備を行うことが重要である。

また、舞台芸術をはじめとする文化芸術は、その愛好者のみならず、広範な人々の心を癒し、豊かにするものとして、これからの社会において果たす役割は一層大きいと考える。特に、大震災以来、文化芸術の力によって、人々に生きる希望と元気を取り戻そうとする動きが高まっており、公立文化施設がその推進役としての役割をはたしていかなければならない。

文化芸術の振興は、鑑賞者として、また創造の参画者ともなる国民の視点が何より重要であり、公立文化施設と芸術家はその認識に立って、地域社会の発展に向けて取り組むことが必要である。

(3) 公立文化施設の設置主体及び国が果たすべき役割と責務について明文化すること

公立文化施設は、その地域における文化芸術振興の拠点としての役割を担い、安心安全に配慮しつつ、質の高い文化芸術に関する公共サービスを提供していかなければならない。指定管理者制度の導入により、設置自治体の財政難や経済状況の悪化などと相俟って、指定管理料や人員等の削減傾向が目立ち、公立文化施設が本来求められているミッションや役割を十分に果たすことができていない状況が見られる。

地方自治体等の設置者は当該地域の文化振興の拠点としての公立文化施設のミッションを明らかにし、地域住民すべての文化芸術を享受する権利を保障し、文化度を成熟させていく環境づくりが必要である。また、自治体自身の文化芸術指針を文化振興条例などにより明確にし、そのミッションを果たす施設であることを明示することが必要である。その上で、設置者は公立文化施設がそれぞれのミッションに基づく運営

や事業展開を行っていけるよう、必要な財源確保等の具体的な措置を行っていかねなければならない。

国は国民の文化権を具体的に保証する場としての公立文化施設の全国的な水準の向上や格差是正を図るために、直接・間接的な支援策を展開するとともに、自治体に対して、公立文化施設の機能拡充に向けた取り組みへの助言や情報提供、及び財政支援を行い、全国的な文化環境の充実を積極的に図っていかねなければならない。

(4) 公立文化施設の機能を維持発展させるために、専門人材の活用と育成の必要性を示すこと

アートマネジメント及び舞台技術に関する人材の育成は、現職者やアートマネジメント関係教育機関を中心に近年活発な調査研究が行われ、人材の研修方法や支援体制が開発されている。文化芸術活動の支援や育成には長い年月が必要とされるが、それらの活動を下支えする人材の育成も中長期的な計画が必要である。知識のブラッシュアップのみならず、現場で鍛え上げる手法を取り入れ、職員のやりがいを引き出し、モチベーションを高めていかねなければならない。

また、アートマネジメント概念の普及とともに、地域の文化施設に従事する専門人材の地位向上と社会的な認知を浸透させていく必要があり、文化芸術のエキスパートとして、地域社会に貢献する強い意志を持ったアートマネジメント及び舞台技術に関する人材の育成と活用が必要である。

(5) 国民への説明責任を果たす評価制度を確立すること

公立文化施設の存在意義を明確にし、公益性のある文化事業や施設管理運営の信頼性を高め、公的資金を活用した施設運営の説明責任を果たすためには、自主的に運営の点検を行い、改善を促すための評価が不可欠である。また、このことにより、問題の改善、文化事業のレベルアップ、地域住民サービスの向上、財政の健全化、職員の意識改革を図ることが可能になる。

評価にあたっては、効率性だけでは推し量ることのできない公益的な評価指標を考える必要があり、数値のみで測ることのできない運営サービスや事業の質などを評価する定性的な成果重視の評価方法の確立が必要である。評価に際しては、第三者機関を設置し、評価人材も専門性が高い地域の人材を登用するとともに、住民の参画も重視することが重要である。

3 付帯意見

ここに示す意見は、今後の議論の参考に供するため、基本的な考え方に基づき、これまでの議論や寄せられた意見等を勘案し、各論点について法に盛り込むべき事項及び配慮すべき事項に関する具体的な意見を当課題検討委員会において取りまとめたものである。

(1) 法律の名称

「舞台芸術をはじめとする文化芸術の振興に向けた文化施設の活性化と創造環境の整備に関する法律」

(2) 法律の目的

音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術をはじめとする地域の文化芸術の振興を図る上で重要な役割を担う各地の公立文化施設の役割と使命を明確にし、必要な人材の育成と活用を図り、安心安全に配慮しつつ、安定した経営基盤を充実させることによって、地域住民とともに文化芸術活動の一層の推進を図り、もって心豊かな活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 事業の規定

公立文化施設のミッションや地域の特性を踏まえた多彩で特色ある事業が展開できるように、以下の規定とする。

- ① 文化芸術の鑑賞機会の提供（鑑賞事業）
- ② 文化芸術の普及・育成及び支援（普及・育成事業）
- ③ 文化芸術の創造・発信（創造発信事業）
- ④ 文化芸術活動の場の提供（活動支援事業）
- ⑤ その他、目的を達成するために必要な事業

(4) 必要な専門的人材の配置及び資格等

文化施設の経営、事業の企画制作、舞台技術を担当する人材の配置を基本とし、実施する事業の種別や規模によっては、支障がない範囲内で一部の人材の配置を調整することができるなど、柔軟な規定とする。

各部門の責任者は実績とキャリアを重視した幅広い人材から起用することとし、国家資格試験等は導入する必要はないと考える。ただし、一部技能認定等を参考にすることは任意とし、責任者としての能力を身につけるための研修制度等の充実を図る必要がある。

また、国等において、専門人材を見出すことが困難な地域に対する人材確保のための支援の方策についても検討する必要がある。

(5) 法律の対象施設・評価

既存の中小規模施設や多目的施設であっても法の対象外とならないよう、対象施設の要件と基準を幅広く規定する必要がある。

- 対象施設…原則として自治体または公益団体が設置する文化施設とする。民間が設置する施設の場合は、そのミッションが公益的であり、活動や劇場運営の透明性が確保されているなどの要件や基準を明確にする必要がある。
- 評価…定量評価に加えて質的な面を評価する定性的な自己評価方法を確立するとともに、外部の有識者や地域住民などからなる外部の評価組織を設置するなどして、施設の運営を客観的に評価し、継続的な改善につなげていく仕組みを定着させていく

必要がある。

(6) 安全基準等

- 関係機関や団体の協議により公立文化施設における施設の特特殊性に対応した「運用および安全に関するガイドライン」等を新たに策定し、その順守を規定する。
- その他関連法令順守の努力義務を規定する。

(7) 国・地方の役割

○ 国の役割

国は文化芸術振興基本法に基づき、舞台芸術をはじめとする文化芸術の振興と公立文化施設の活性化に関する総合的な施策を策定し、全国的な視野から文化芸術に関する地域間格差の是正や創造環境の整備に努め、そのための直接・間接的な財政措置を講じなければならないことを規定する。

○ 地方公共団体の役割

地方公共団体は、設置条例に基づき、地域における舞台芸術をはじめとする文化芸術の振興と地域の文化施設の活性化に関する施策を策定し、地域の文化芸術の創造環境整備に努め、そのための財政措置を講じなければならないことを規定する。

平成 23 年 11 月 9 日

社団法人全国公立文化施設協会課題検討委員会

委員	大野	晃（平成 23 年 2 月まで）
委員	草加	叔也
委員	桜井	俊幸
委員	柴田	英杞
委員	田村	孝子
委員	坪能	克裕
委員	間瀬	勝一
委員	松本	辰明
委員	山形	裕久
特別委員	高萩	宏
特別委員	山田	正幸